

茨城工業高等専門学校学業成績の評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程

〔昭和40年3月1日
制 定〕

第1章 総 則

第1条 この規程は、茨城工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第14条及び第27条の規定に基づき、本校における試験、学業成績の評価、進級及び卒業の認定について定める。

第2章 試 験

第2条 試験は、定期試験及び必要に応じ随時行う試験とする。

- 2 定期試験は、各学期の中間と学期末に期日を定め一斉を行うことを原則とする。
- 3 平素の成績で評価できる科目については、試験の全部又は一部を行わないことがある。
- 4 特別の理由がある場合は、試験を行わずに成績を評価することがある。
- 5 追試験は、病気、事故その他やむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった者について行う。
- 6 追試験の実施については、別に定める。
- 7 各科目のシラバスの評価方法に基づいた各学期の成績が不合格となった者には、再試験を行うことができる。
- 8 再試験の実施については、別に定める。

第3章 学業成績の評価

第3条 学業成績は、学期成績及び学年成績に区分し、各科目ごとに試験成績及び平素の成績を総合して100点法により評価する。ただし、国際創造工学基礎、卒業研究、企業実習、実践英語、社会貢献、グローバル研修、特別学修及び特別活動の評価及び評語は合格又は不合格とする。

- 2 学年成績の評価は、前、後期を通して履修する科目については前、後期成績を総合して行う。ただし、前期のみ、又は後期のみで終了する科目については、学期成績を学年成績とする。

第4条 成績の評価及び評語は、次の区分による。

評 価	100～90	89～80	79～70	69～60	59～0
評語	(ア) 特優	優	良	可	不可
	(イ) AA	A	B	C	D

第5条 学業成績を学生指導要録に記載する場合は評価をもって記入し、本人及び保護者に対して成績を通知する場合は、評語（ア）を、校外に成績を証明する場合は、評語（ア）又は（イ）をもって行う。ただし、特に要求のある場合は、評価をもって通知することができる。

第6条 追試験の成績は、次のように定める。

- (1) 定期試験の期間中に、学則第24条の適用を受けた学生及び忌引で欠席した学生並びに、欠席、欠課、遅刻及び早退した学生について、校長が特別に出席と認めた学生の追試験の成績は、最高点を100点とする。
- (2) 前号以外の追試験による成績は、最高点を80点とする。

第7条 正当の理由なく試験を受けなかった者の当該科目試験評価は0点とする。

第8条 定期試験において不正行為を行った者は、その時間以降の受験を停止し、当該試験期間中の全科目の試験評価を0点とする。

第9条 学年成績の評価が60点未満の科目は、当該科目を未修得とする。

- 2 当該科目年間授業時数の10分の3を超えて欠席した科目については、原則として当該科目を未修得とする。ただし、遅刻及び早退は、欠課0.5時間として取り扱う。

第4章 進級及び卒業の認定

第10条 進級の認定は、専任教員で組織する進級認定会議に付し、校長が行う。

2 次の各号の一に該当する者は、進級を認めない。ただし、第1学年から第3学年までにおいては、第1号のうち、実験実習を除き未修得科目が3科目以下で評価が30点以上及び欠席が10分の3以内、かつ、第3号及び第4号に該当しない者は、1学年上の学年への進級を認めるものとする。

- (1) 学則別表第1及び別表第2に定められた必修科目を当該学年で修得しなかった者
- (2) 学則別表第1及び別表第2に定められた選択科目の当該学年での必要単位数を修得しなかった者
- (3) 第1学年から第3学年までにおいては、特別活動の評価が不合格の者
- (4) 特別の理由がなく、学校行事等へ参加状況が良好でないと認められる者

3 前項の規定にかかわらず、外国人留学生については、進級を認めることができる。

第10条の2 卒業の認定は、専任教員で組織する卒業認定会議に付し、校長が行う。

2 次の各号の一に該当する者は、卒業を認めない。

- (1) 学則別表第1及び別表第2に定められた必修科目を修得しなかった者
- (2) 学則別表第1及び別表第2に定められた選択科目の修得単位数に不足のある者
- (3) 特別の理由がなく、学校行事等へ参加状況が良好でないと認められる者

第11条 進級又は卒業を認められず、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る所定の授業科目を再履修するものとし、前年度の評価及び修得単位は認めない。ただし、第4学年及び第5学年については、次の各号によるものとする。

- (1) 学則別表第1及び別表第2に定められた選択科目については、その評価及び修得単位を認めるものとする。
- (2) 実験及び卒業研究の再履修に関しては、別に定めるものとする。

第11条の2 学則別表第1及び別表第2に定められた選択科目については、第4学年又は第5学年の別にかかわらず履修を可能とし、当該学年において修得した単位は認めるものとする。

第12条 同一学年に在籍できる期間は、休学又は外国留学した場合を除き、原則として2年を限度とする。

第5章 雑 則

第13条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和40年3月1日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年9月9日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和54年4月19日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、平成4年度第2学年以上に在学する者の進級認定については別に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項第6号中、電子情報工学科学生に係る選択科目については、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 改正後の第10条第2項第2号から第6号の規定については、平成16年度以降入学生に適用しない。

3 改正後の第10条第2項第7号から第9号及び第11号第2項の規定については、平成15年度以前入学生に適用しない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、平成25年度以前に入学した者の同一学年に在籍できる期間については、改正後の第12条の規定の適用にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年3月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。